

議第219号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成25年11月26日提出

京都市長 門川大作

損害賠償額		1,070,065円
事故の概要	種別	樹木の枝折れによる自動車の破損事故
	発生年月日	平成25年9月6日
	被害者	
	損害の程度	自動車の上部の破損

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。